

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p>	<p>市町</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p>	<p>市町</p>
<p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この号において「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下この号において「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの（12）、13、15、16、22及び38については、助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る、17から19まで及び37については、助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る、23から30までについては、助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。）</p>	<p>市町（広島市を除き、竹原市、三原市、尾道市、府中三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び石高原町について(3)及び(21)に掲げる事務を除き、呉市については(1)から(3)まで、(14)、(20)、(21)及び(31)から(35)までに掲げる事務を除き、(12)、(13)、(15)及び(38)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(23)から(30)までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るもの</p>	<p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この号において「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下この号において「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの（12）、13、15、16、22及び36については、助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る、17から19まで及び35については、助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る、23から28までについては、助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。）</p>	<p>市町（広島市を除き、竹原市、三原市、尾道市、府中三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び石高原町について(3)及び(21)に掲げる事務を除き、呉市については(1)から(3)まで、(14)、(20)、(21)及び(29)から(33)までに掲げる事務を除き、(12)、(13)、(15)及び(36)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(23)から(28)までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るもの</p>

<p>都道府県に対する情報の提供の求め</p> <p>(29) 法第五十九条第八項の規定による無認可施設に係る勧告又は命令の通知</p> <p>(30) 法第五十九条第九項の規定による無認可施設に係る事業の停止又は施設の閉鎖の命令の公表</p> <p>(31) (38) (略)</p>	<p>のに限り、福山市については(1)から(3)まで、(14)、(20)、(21)及び(31)から(35)までに掲げる事務を除き、(12)、(13)、(15)から(19)まで、(22)、(27)及び(38)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(23)から(30)までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るものに限り、海田町及び熊野町については(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(20)に掲げる事務に限り、坂町及び安芸太田町については(1)、(2)及び(20)に掲げる事務に限る。</p>
<p>九の三 (略)</p> <p>(1) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いづれも主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町の区域内のみにある取扱業者(3)及び(5)において「地域取扱業者」という。）に係るものに限る。</p> <p>(2) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第六十一条第三項の規定による命令（(1)に規定する指示に係るものに限る。）及び当該命令に係る法第六十二条の規定による公表</p> <p>(3) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者（以下この号において「関係事業者」という。）に対する報告の徴収又は物件の提出の要求（主たる事務所が当該市町の区域内に所在するものに係るものに限る。）（地域取扱業者以外の取扱業者に係る不適正な品質に関する表示等について）</p>	<p>九の三 (略)</p> <p>(1) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いづれも主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町の区域内のみにある取扱業者(3)及び(5)において「地域取扱業者」という。）に係るものに限る。</p> <p>(2) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第六十一条第三項の規定による命令（(1)に規定する指示に係るものに限る。）及び当該命令に係る法第六十二条の規定による公表</p> <p>(3) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者（以下この号において「関係事業者」という。）に対する報告の徴収又は物件の提出の要求（主たる事務所が当該市町の区域内に所在するものに係るものに限る。）（地域取扱業者以外の取扱業者に係る不適正な品質に関する表示等について）</p>
<p>のに限り、福山市については(1)から(3)まで、(14)、(20)、(21)及び(29)から(33)までに掲げる事務を除き、(12)、(13)、(15)から(19)まで、(22)、(27)及び(36)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(23)から(28)までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るものに限り、海田町及び熊野町については(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(20)に掲げる事務に限り、坂町及び安芸太田町については(1)、(2)及び(20)に掲げる事務に限る。</p>	<p>のに限り、福山市については(1)から(3)まで、(14)、(20)、(21)及び(29)から(33)までに掲げる事務を除き、(12)、(13)、(15)から(19)まで、(22)、(27)及び(36)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(23)から(28)までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るものに限り、海田町及び熊野町については(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(20)に掲げる事務に限り、坂町及び安芸太田町については(1)、(2)及び(20)に掲げる事務に限る。</p>

<p>て県への通報などにより県が了知した場合を除く。(4)及び(5)において同じ。)</p> <p>(4) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第六十五条第四項の規定による取扱業者又は関係事業者に対する立入検査又は質問(当該市町の区域内に所在する当該取扱業者又は関係事業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査又は質問に係る場所に関するものに限る。)</p> <p>(5) 法第七十六条第三項の規定により知事が行う法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査(地域取扱業者に係るものに限る。)</p> <p>(6) 政令第二十一条第三項、第五項第一号又は第八項第三号の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告</p> <p>(7) 政令第二十一条第四項の規定による消費者庁長官への報告</p>		<p>て県への通報などにより県が了知した場合を除く。(4)及び(5)において同じ。)</p> <p>(4) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第六十五条第四項の規定による取扱業者又は関係事業者に対する立入検査又は質問(当該市町の区域内に所在する当該取扱業者又は関係事業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査又は質問に係る場所に関するものに限る。)</p> <p>(5) 法第七十四条第二項の規定により知事が行う法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査(地域取扱業者に係るものに限る。)</p> <p>(6) 政令第十九条第三項、第五項第一号又は第八項第三号の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告</p> <p>(7) 政令第十九条第四項の規定による消費者庁長官への報告</p>	<p>廣島市、呉市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、北広島町及び神石高原町</p>
<p>二十三の三 削除</p>		<p>二十三の三 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第四条第三項の規定による導入計画の認定</p> <p>(2) 法第五条第一項の規定による導入計画の変更の認定</p> <p>(3) 法第五条第二項の規定による認定導入計画の認定の取消</p> <p>(4) 法第八条の規定による認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助</p> <p>(5) 法第九条の規定による認定導入計画の実施状況に関する報告の徴収</p>	
<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第三号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、</p>		<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第三号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、</p>	

<p>事務</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
<p>市町</p>	<p>(略)</p>
<p>事務</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
<p>市町</p>	<p>(略)</p>

<p>二十五の二の二 削除</p>	<p>五 (建築基準法関係) (略) (1) (略) (12) (略) (13) 法第八十五条第三項及び第五項から第七項まで、法第八十六条第一項から第四項まで、法第八十六条の二第一項から第三項まで、法第八十六条の五第一項、法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項及び第三項、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項及び第五項から第七項まで並びに条例第二十条の規定による制限の緩和等に関する許可、認定並びに許可及び認定の取消し (14) (略) (18) (略)</p>	(略)
<p>二十五の二の二 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(関係) 二十五の二の二 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(関係) 法律第四十条第三項(同法第五十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による導入計画の認定</p>	<p>五 (建築基準法関係) (略) (1) (略) (12) (略) (13) 法第八十五条第三項、第五項及び第六項、法第八十六条第一項から第四項まで、法第八十六条の二第一項から第三項まで、法第八十六条の五第一項、法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項及び第三項、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項、第五項及び第六項並びに条例第二十条の規定による制限の緩和等に関する許可、認定並びに許可及び認定の取消し (14) (略) (18) (略)</p>	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。